

横浜市港北国際交流ラウンジ 管理運営団体 募集要項

令和元年 12月
横浜市港北区役所



©横浜市港北区ミズキー

1 横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託 概要

(1) 事業の趣旨

横浜市港北国際交流ラウンジは、「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」に基づき、外国人市民に対して情報提供、相談対応、教室の開催等の支援事業や、多文化共生・国際相互理解を目的とした事業、国際交流事業等を通じ、日本人市民と外国人市民との共生を図ることを目的とした施設です。外国人市民の増加が見られる港北区においても、港北国際交流ラウンジは外国人市民の主体的な活動拠点であること、多文化共生の拠点としての役割を果たすことが求められています。

(2) 委託名

横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託

(3) 事業実施方法

本市と運営団体との間で委託契約を締結し、目的などを共有しながら事業を実施していただきます。また委託契約に基づき、本市は事業を実施する拠点となる施設を確保するとともに、運営団体に対して事業に係る経費を支払います。

(4) 事業概要

ア 施設所在地等

横浜市港北国際交流ラウンジ

横浜市港北区大豆戸町316-1

(ア) 開館時間

月曜日から金曜日まで：午前9時から午後9時まで（8月は午後5時まで）

土日・祝祭日：午前9時から午後5時まで

(イ) 休館日

a 毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）

b 年末年始（12月29日から1月3日まで）

c その他休館が必要と区長が判断した場合

イ 運営期間等

運営期間は、原則として令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とします。

なお、委託契約については年度ごとに締結するもので、無条件に複数年度の継続を約束するものではありません。

ウ 事業内容

「横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託仕様書」に記載のとおりとします。

2 提案資格

次の項目をすべて満たす団体とします。なお、参加意向申出書の提出を受け、提案資格を確認します。

(1) 国際交流又は外国人支援活動等を行う意思のある団体

(2) 主たる事務所が横浜市内にあり、かつ、市内で活動している団体

(3) 契約期間中、安全円滑に港北国際交流ラウンジを管理運営できる団体

(4) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿において、「320 各種調査企画」又は「350 その他の委託等」の種目で登録されていること又は委託契約を締結するまでの間に登録されていることが見込まれている団体

【参考】一般競争入札有資格者名簿とは、横浜市が委託等の契約を締結するうえで、一定の審査を行い有資格者として認めた者を登載した名簿です。名簿に登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。入札参加資格審査を申請予定で、契約締結までに名簿に登載される見込みである場合には、本事業の申請を受け付けます。詳しくは、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照ください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

※プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合には、受託候補者として特定されません。そのような場合には、選考が終了し契約の相手方として決定されている場合であっても契約締結は行わず、次順位の者と手続を行います。なお受託候補者として特定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(5) 活動の内容が次のいずれにも該当しない団体

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者に教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補若しくは公職にある者又は政党を推薦し支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公益を害するおそれのあるものの活動

(6) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加意向申出書の受付の日から受託候補者の特定の日までの間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者
- カ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- キ 代表者もしくは役員が次のいずれかに該当する団体
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(7) 法令の遵守

横浜市港北国際交流ラウンジの管理運営にあたっては、国の法令並びに神奈川県及び横浜市の条例・規則等を遵守することとします。

3 公募について

(1) 選定

横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営団体の選定については、提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにおける提案の内容を、横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営委託に係るプロポーザル評価委員会で審議し、港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会で決定します。

(2) スケジュール（予定）

- ア 募集要項等配布開始：令和元年12月25日（水）
- イ 参加意向申出書受付期間：令和元年12月25日（水）～令和2年1月10日（金）
- ウ 参加資格確認結果通知書発送：令和2年1月17日（金）
- エ プロポーザル関係書類提出要請書発送：令和2年1月17日（金）
- オ 質問書受付期間：令和2年1月20日（月）～1月24日（金）
- カ 質問書に対する回答：令和2年1月31日（金）
- キ 提案書提出期間：令和2年2月3日（月）～2月7日（金）
- ク プロポーザルに関するプレゼンテーション・ヒアリング：令和2年2月中旬
- ケ 港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会の開催：令和2年2月下旬
- コ 結果通知書発送（委託先の決定）：令和2年3月上旬
- サ 現在の事業実施主体との引き継ぎ：令和2年3月中
- シ 事業開始予定：令和2年4月1日

(3) 選定後の流れについて

ア 見積書の提出

運営団体として選定された後は、契約締結のため、事業に係る経費の見積書を提出していただきます。金額については、区があらかじめ定める予定価格以下で契約額を決定しま

す。なお金額の決定に際し、見積書に記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）を加算するため、団体は消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

イ 契約の締結

決定した契約額に基づき、本市と運営団体が協議の上、契約書を策定して締結します。プロポーザル評価の有効期間は令和2年4月1日から平成7年3月31日までの5年間としますが、契約については年度ごとに契約するもので、複数年度の継続を約束するものではありません。毎年度、事業の評価を行い、その結果が良好であると認められれば原則として委託契約を更新しますが、評価結果によってはプロポーザル評価の有効期間中でも委託契約を更新しないことがあります。なお、令和2年度の契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです

また運営期間中に次の事項に該当し、運営団体として適当でないと本市が判断した場合には、年度途中であっても委託契約の解消や管理運営の停止を命じることがあります。

- (ア) ラウンジの管理運営にあたり、本市との連携及び協力の姿勢がみられないとき
- (イ) 委託契約において重大な違反があり、それにより契約を継続することが困難なとき
- (ウ) その他運営団体として適当でないと本市が認めるとき

ウ 研修・引継ぎ

事業を開始するまでの期間には、現運営団体からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。準備業務に係る人件費等の費用は、運営団体に負担いただき、本市は負担しません。行っていただくのは概ね次の業務です。

- (ア) 現運営法人からの引継ぎ業務
- (イ) 事業計画等作成業務
- (ウ) 本市との連携・調整事務

(4) 経費について

本市は、委託料として運営団体に経費を支払います。

令和2年度の事業費の上限は、約1,400万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です。（現時点の業務内容の予定額であり、変更することもあります。）

実際の委託料は、法人選定の後、運営団体から見積書を徴収し、本市の定める予定価格以下の金額にて決定します。

委託料は、原則として支払は前金払とします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく、分割払とし、毎月必要と考えられる額を支払います。

(5) その他

- ア 本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは、運営団体の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ この募集に基づき受託候補者として選定された団体との契約の成立は、本事業実施に係る令和2年度予算案が横浜市議会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合には契約が成立しなかったものとして取扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

カ この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。

4 添付資料

- (1) 横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託仕様書
- (2) 横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針
- (3) 横浜市国際交流ラウンジ取扱要綱
- (4) 横浜市港北国際交流ラウンジ実施要綱
- (5) 「横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託」受託候補者を特定する場合の手続き等に係る実施要領

5 問合せ先

港北区役所地域振興課 区民施設担当 担当：高橋、荒井

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

TEL : 045-540-2242 FAX : 045-540-2245

Eメール : ko-shiteisentei@city.yokohama.jp